

(写)
7 柳泉園監査第10号
令和7年11月10日

柳泉園組合
管理者 富田竜馬様

柳泉園組合
監査委員 安藤純一
監査委員 小林たつや

財務監査結果報告について（提出）

標記の件について、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、監査したので、その結果報告を同条第9項の規定により次のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

- 1 監査期日 令和7年11月10日（月）
- 2 監査場所 柳泉園組合管理棟3階小会議室
- 3 監査対象 令和7年度6月から9月分の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業
- 4 監査結果 組合から提出された資料に基づき、財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているか、また、事務事業の管理運営が合理的かつ能率的に行われているかを主眼として関係書類を調査し監査を行った結果、概ね適正に執行されているものと認められた。

(写)
7 柳泉園監査第10号
令和7年11月10日

柳泉園組合議会
議長 当麻一哉様

柳泉園組合
監査委員 安藤純一
監査委員 小林たつや

財務監査結果報告について（提出）

標記の件について、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、監査したので、その結果報告を同条第9項の規定により次のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

- 1 監査期日 令和7年11月10日（月）
- 2 監査場所 柳泉園組合管理棟3階小会議室
- 3 監査対象 令和7年度6月から9月分の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業
- 4 監査結果 組合から提出された資料に基づき、財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているか、また、事務事業の管理運営が合理的かつ能率的に行われているかを主眼として関係書類を調査し監査を行った結果、概ね適正に執行されているものと認められた。